

## 第8次共同漁業権及び第15次定置・区画漁業権に係る免許の申請様式について

令和5年(2023年)5月31日  
漁業管理課

このことについて、漁業施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「省令」という。）第25条第2項及び北海道漁業等の免許の申請に関する規則（令和2年北海道規則第98号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める各漁業免許申請書に添付する書類の様式を、次のとおり定めることとする。

### 記

- 1 省令第25条第2項第3号に規定する事業計画書は、共同漁業にあつては参考様式1-1、区画漁業（団体漁業権）にあつては参考様式1-2、区画漁業（個別漁業権）にあつては参考様式1-3、定置漁業にあつては参考様式1-4とする。
- 2 省令第25条第2項第5号に規定する、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第72条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面のうち、法第72条第2項2号に該当する者であることを証する書面は、共同漁業にあつては参考様式2-1、区画漁業（団体漁業権）にあつては参考様式2-2とする。
- 3 省令第25条第2項第5号に規定する、法第72条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面のうち、法第72条第2項1号に該当する者であることを証する書面は、参考様式3とする。
- 4 省令第25条第2項第4号に規定する、法第72条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類は、参考様式4とする。
- 5 規則第4条第2項第2号に規定する、当該内水面における水産動植物の増殖計画書は、漁業法第73条第2項第1号に該当すると思われる者は、参考様式5-1、前記に該当しないと思われる者の申請にあつては参考様式5-2とする。
- 6 規則第3条に基づく代表者の届出書は参考様式6とする。
- 7 規則第4条第2項第4号ア、当該申請に係る漁業を共同経営する場合における、各申請者の議決権、出資額及び損益金の割合を記載した書類は、参考様式7とする。